

タブレット PC を家庭に持ち帰る場合の取扱いのお願い

鉢田市教育委員会

鉢田市では、国のG I G Aスクール構想により、子供たちに一人一台のタブレット PC を配備しました。今後は、発達段階に応じて自宅学習等のために家庭への持ち帰りを実施する予定です。

市の財産であるタブレット PC をお子様の学習に役立てるために、ご家庭での取扱い等に関する留意事項をまとめました。

タブレット PC を「安心・安全・快適」に使用していくために、保護者の皆様のご協力とお子様へのご指導をお願いいたします。

1 タブレット PC を使用する場所

- (1) 教職員の指導の下、学校内及び校外の学習等で活用することを基本とします。
- (2) 感染症の拡大による臨時休業などの非常時や、家庭での学習等に必要があると校長が認める場合に児童生徒に貸出して、家庭で使用します。

2 家庭に持ち帰ったときの留意事項

保護者の責任のもと、以下の点に留意して使用するようお願いいたします。

(1) タブレット PC の使用目的

- ・学校で貸出すタブレット PC は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外での使用は認めていません。

(2) 使用する場面に關すること

- ・持ち帰った際には、原則として家庭以外では使用しません。
- ・紛失、盗難、故障がないように、大切に扱ってください。

(3) 安全・健康に關すること

- ・インターネットには制限がかけられていますが、不審なサイトに入ってしまった場合は、学校に連絡をしてください。
- ・長時間連続して使用しないように注意をしてください。

(4) 家庭での保管に關すること

- ・保護者の目の届くところに保管するなど、保護者が責任をもって管理してください。

(5) 情報モラルに關すること

- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）をインターネット上にアップしたり、書き込みしたりしないように注意してください。
- ・相手に不快な思いをさせることを、インターネット上に書き込まないようにしてください。

(6) 不具合や故障

- ・紛失したり、故障したりしたときは、学校に連絡をしてください。
(紛失や故障の事由によっては、修理代等を負担していただく場合があります)

【修理代等を負担していただく場合の例】

- ・紛失
 - ・乱雑な扱い及び故意による破損や故障 等
- ※ 買い換えが必要な場合の費用は税込 45,000 円となります。（令和 3 年 2 月現在）
- ※ 盗難の場合は警察に連絡をしてください。盗難に遭った状況により買い換えの費用を負担していただく場合があります。

(7) 家庭での費用負担

- ・家庭での通信環境整備費や通信費、電気代は家庭の負担となります。

(8) 使用の制限

- ・この留意事項が守れないときは、タブレット PC を使うことができなくなります。